

保険税水準の統一について

資料2-2

関係WG	項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	運営方針	第2期運営方針			第3期運営方針						第4期運営方針	
			見直しの議論 ※目標年度の書きぶり			見直しの議論 ※目標年度の書きぶり			見直しの議論 ※目標年度の書きぶり			
	保険税水準の統一				納付金ベース統一			準統一			完全統一	
財政	医療費水準反映係数 α	1	0.67	0.33	0							
財政	地方単独事業減額調整分	市町村単位で算定（統一の対象外（例外）とする） ※保険税以外による財源確保（保険者努力支援制度等）を検討する。										
財政	審査支払手数料	市町村単位で算定			県単位で算定							
財政	高額・特別高額	市町村単位で算定			県単位で算定							
財政	特別調整交付金（県・重点配分）	市町村単位で算定			県単位で算定							
財政	保険者努力支援制度（県分）	市町村単位で算定（再配分）			県単位で算定（再配分はしない）							
財政	激変緩和措置（国・県）	経過措置として実施										
—	都道府県による地方単独事業分	該当なし（実施の予定はない）										
保健 財政	保健事業	市町村単位で算定						【区分ア】県単位で算定（納付金に含める） 【区分イ】納付金算定に反映しない（2号繰入金で財源を交付） 【区分ウ】納付金算定に反映しない （保険者努力支援交付金（市町村取組評価分）及び県2号繰入金からインセンティブ等で交付される額の範囲内において事業を実施）				
財政	保養施設利用助成事業	市町村単位で算定 （実施の有無、財源に差がある）						納付金算定に反映しない （実施する場合は独自財源で実施又は一般会計事業へ移行）				
財政	直診勘定繰出金	統一の対象外（例外）とする										
財政	出産育児諸費（法定繰入れを含む）	市町村単位で算定 （一部市町村で上乗せ給付あり）						県単位で算定 （上乗せ分は独自財源で実施）				

納付金ベース

標準保険税率ベース
（準統一）

保険税水準の統一について

資料2-2

標準保険税率ベース（準統一）

関係WG	項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
財政	葬祭諸費	市町村単位で算定 (既に全市町村で内容は統一)						県単位で算定				
財政	育児諸費	該当なし（保険税財源で実施している市町村はない）										
財政	その他保険給付費	該当なし（保険税財源で実施している市町村はない）										
財政 事務処理	条例減免（保険 税・一部負担金）	市町村単位で算定 (財政負担にも配慮しながら統一して実施する減免の範囲を検討)						納付金算定に反映しない (統一基準どりの減免は県2号繰入金により全額補填)				
保健 財政	特定健康診査等に 要する費用（国・ 県からの負担金含 む）	市町村単位で算定 特定健診の健診項目や単価の統一化など、 特定保健指導の実施方法（直営or委託） による調整などを検討						県単位で算定 (国庫負担対象項目及び追加4項目)				
		実施に向けた体制整備（関係機関との調整等）						納付金算定に反映しない (県単位で算定する項目以外は、保健事業区分ウの範囲内で実施)				
財政	予備費	市町村単位で算定						取扱いを統一 (保険税を財源とした計上は行わない)				
財政	財政安定化基金 (償還分)	市町村単位で算定 (貸付を受けた市町村が全額償還)										※標準保険税率どりの税率で賦課し、標準的な収納率を達成したにも関わらず、 収納不足が生じた（市町村の責めに帰さない）場合の対応等は改めて協議
財政	財政安定化基金 (拠出分)	県単位で算定 (納付金と同様の配分割合で全市町村が拠出)										
財政	市町村が設置する その他基金	市町村単位で算定						取扱いを統一 (保険税で積み立てない。保険税軽減のために取り崩さない)				
財政	保険基盤安定制度 (保険者支援分)	市町村単位で算定 (実績を踏まえながら統一した額の見込み方を検討)						県単位で算定 (前々年度の繰入実績により算定し、差額は県2号繰入金で精算)				
財政	国・特別調整交付 金（市町村分）	市町村単位で算定						納付金算定に反映しない（事業費相当分） ※インセンティブとしての交付分があれば引き続き市町村単位				
財政 保健 事務処理	特別交付金（県2 号繰入金分）	市町村単位で算定（算定可能分のみ）				納付金算定に反映しない		納付金算定に反映しない (規模を縮小し、原則点数評価によるインセンティブ交付とする)				
財政 保健 事務処理	保険者努力支援制 度（市町村分）	市町村単位で算定						市町村単位で算定 (全ての市町村で同一水準を納付金の財源に充てる)				
								納付金算定に反映しない (同一水準を超える部分は、原則市町村の区分ウの保健事業に充てる)				

保険税水準の統一について

資料2-2

関係WG	項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
財政	財政安定化支援事業繰入金	市町村単位で算定 (実績を踏まえながら統一した額の見込み方を検討)						県単位で算定 (前々年度の繰入実績により算定し、差額は県 2 号繰入金で精算)				標準 保険税率ベース (準統一)
財政	決算補填等以外の目的の法定外繰入金	市町村単位で実施						全市町村で実施しない				
財政	賦課方式	市町村ごとに設定						2 方式で統一				
財政	応能応益割合	市町村ごとに設定 ※応能割の比率が高い市町村が多いが、標準保険税率算定上は概ね53:47 (市町村ごとに異なる) 世帯構成によっては保険税負担の増減が大きいため、必要に応じて段階的に応能応益割合を是正していく						標準保険税率で統一 ※おおむね53:47 (市町村ごとに異なる)				
財政	賦課限度額	市町村ごとに設定 ※可能な限り早く政令同額 (最低でも 1 期遅れ) となることを目指す。						政令同額で統一 (原則、専決処分対応)				
財政	オンライン資格確認等運営負担金	市町村単位で算定						納付金算定に反映しない (一般会計繰入金を財源とすることを原則)				
財政	インセンティブ① (県 2 号繰入金)							県 2 号繰入金のうち一定額 * を準統一の前提条件を達成した市町村に配分し、保険税必要額から差し引く。 * 県繰入金の 1 / 9 から保健事業区分イに要する費用等を差し引いた額				準統一を達成 できなかった場合
財政	インセンティブ② (特定健診に要する費用)							県単位の算定を行わず、県 2 号繰入金から交付 (国庫負担対象項目及び追加 4 項目) ※準統一の前提条件を達成した市町村は全額措置 達成していない市町村は国庫負担の単価ベースで措置				
財政	過年度の保険税収納見込み	市町村単位で算定 ※収納率格差に関するものと整理し、完全統一段階において都道府県単位の算定とする。								県単位で算定		統一 完全
財政	収納率格差の反映	市町村ごとに反映								県全体で計算 (収納率により納付金を増減させる)		
財政 事務処理	保険税の納期の回数			市町村ごとに条例で設定 (現在 8 ～ 1 0 回) ※ 6 月納期に対応できるか、3 月納期の必要性の検討 (システム改修等への影響含む)						条例改正	統一納期で徴収	その他
保健	特定健診の集合契約	市町村意向調査を踏まえた 特定健診の集合契約の検討		県医師会及び郡市医師会との調整 (単価：健診項目・受診券・質問票・診療情報提供等)						特定健診の集合 契約の締結		
保健	集合契約以外の共同事業化	県内統一して実施する保健事業の内容の検討・実施 ※事業内容は保健中心・費用負担は財政にも諮りながら検討						統一して行う保健事業の実施				
財政	諸収入 (延滞金等)	標準保険税率の算定には含めていない ※現年度分の収納率向上に伴い延滞金は減少するが、少なからず剰余金の要因となり得るため、賦課限度額引上げ時の剰余や基金の取扱いと併せて検討する。										

※ 下線の項目は統一に向けて既に一定の合意を得ているもの。

※ 右側が「その他」の項目は保険税水準の統一に当たり必ずしも統一が条件ではないもの。(統一に向けた検討、調整は進めていくが、合意が得られない場合は統一しない。)